



れるなり何なりというふうな措置も考  
えております。それから試験の内容も  
先ほど申し上げましたように、最小限度  
のものなのでございますが、大型船の  
試験をいたしますように、非常にむず  
かしい筆記試験などを考えておりませ  
ん。むしろ試験を通じて知識の啓蒙指  
導に当るようなふうに考えておる次第  
であります。それから履歴の証明の点  
もございまして、御承知の通り今回  
の小型船舶操縦士の連中を証明いたし  
ますものは、船員法の適用もございま  
せんから、船員手帖を持つておりませ  
ん、これは船主ならば自分自身又は漁  
業会等の証明、或いは乗組員ならば船  
主の証明というふうなもので十分その  
履歴を証明したいと思つております。

○秋山俊一郎君 皆さんお考えになれ  
ば、誠に簡単にお考えになります、  
一体漁業者にお会いになればすぐわか  
る。とても人の前に出て来てそういう  
説明はできない連中が多いのだから、  
とてもみずから行つてそういうおえら  
がたの前で自分の考えを話すというこ  
とはできないと、頭から自分で考えて  
かかる連中が多いのです。これは私は  
誠に恥かしい話で、我々の同僚、業界  
の中にそういう連中が今以ておるか  
という事は、私も言いたくないのであ  
りますけれども、ただこの経済状態の  
面白くない際に、何遍でも受ければよ  
いじやないかと言つたつて、とてもそ  
んなものではありません。これが普通  
の船員であるならば、閑漁期に下りて  
来て、或いは船主の指導の下に試験を  
受けよう、或いは少し勉強をしよう  
ということもありませんけれども、その日  
その日を暮しておる連中が、何遍も試  
験を受けに行くということは考えられ

ないのです。だから丁度先だつてもあ  
りませぬ、はり、きゆう師の試験等も出て  
来て、片端から試験々々とおつしやつ  
ておられますが、これは私はこの法律  
を制定するにつきました公聴会でも開  
きまして、一般大衆漁民の声もとり入  
れて頂きたいと思つておりましたが、それ  
できないということ、そうすれば我  
々の責任も非常に重いのでありまし  
て、この際特にこれ考えて頂いて、  
中央におられるかたはそういうお気持  
でおられますけれども、実際に試験に当  
る人の気持は必ずしもそうではないかも  
知れない。私は曾つて二十トソ以上の  
船に乗込むところの三種運転士、或い  
は機関士等の試験をするために講習を  
開きまして、関係官等のおいでを願つ  
て、そうしていろいろな団体が講習を  
受けて、二週間なり、或いは長いのは  
一カ月というふうな講習をいたしまし  
て、そして試験を受けましたのであ  
りますが、それでも合格しないものも  
たくさんある。そういういろいろな経  
験を持つておりますが、そういう連中  
は皆若い者であります。大体二十代か  
ら三十代くらいのもので、四十過ぎた者  
は全然来ない、そういう連中ならばい  
いのであります、現在の漁師は五十  
十、六十になる者が乗つてやつておる  
のに、それを引出して試験をするとい  
うようなことは、私考えると誠に可哀  
そうであり、これが試験が受けられな  
かつたら商売はできないのだというこ  
とになると、一家の破滅というふうな  
ことも考えなければならぬので、こ  
の試験制度につきましては、経過規定  
は三年でありまして、そう普通の船  
員のようなふうには考えられないと思  
う。従つてこの規定は私は暫く削除し

てもらうか、或いは今私のお願ひして  
おりますような、市町村長乃至は漁業  
会長等の証明によつて一応資格を手え  
てもらうというのでなければ、大き  
なシヨックを手えざるのみならずこれ  
は騒動になりはせんかと私は考へるわ  
けであります。これは恐らくまだ全国  
の漁民には滲透しておりません。一部  
の人はそういうことを聞きつけて大  
分猛烈に運動をしつづつある。こうい  
うことをやられては困るということ  
言つて来ておる向きもあるものであり  
ますが、全般的に恐らく知られてい  
ないと思ふ。それで全般的にこれがわ  
かつて来ますと、それは困るという声  
が強くなると思ふので、何とかそ  
ういうふうな程度の試験と申します  
か、認定をしてもらえないのか、こう  
いうふうには私考へておるのですが、  
どうでもやはり口述試験をやらなけ  
ればならぬのか、それがためには例  
えば海上の衝突予防法のごときも  
教へ込まなければいけないというもの  
もたくさんあると思ふのです。そうし  
なければ困るというものもたくさんあ  
ると思ふ。併しそれによる損害と  
いうものはそうたくさん出ておりませ  
ん。むしろ大きな船からやられる場合  
多い、それは小さな船からではなく  
大きな船がやるといふことが多い、そ  
れは多くは港内の問題です。従つて一  
律にこういう規定が出るというこ  
は、非常に私も考慮しておるのであ  
りますが、私はむしろ漁船法もできた  
ので、船員法と別に考へたらどうかと  
いうことを先般考へておる者の一人  
であります、この急激な試験制度に  
よる小さい漁民の困窮ということを考  
へますと、このまま私はそれを通すわけ  
に行かんと考へます。もう一応そ

つたような内容について、これはどう  
いうふうに通りましたか、試験とい  
うのは、尤も試験を行うというこ  
を、以上は行わなければならない  
書いてある以上は行わなければならない  
でしようが、何かその辺を修正して行  
くといふことについての非常な不都合  
なことがあるかどうかお伺ひしたいと  
思ひます。

○政府委員(松平直一君) 只今の御質  
問のうち、結局は試験のやり方、或  
いは内容について、実情を考へてもつ  
と緩和せよという御趣旨と存じまし  
たが、実は先ほどいろいろ御説明申上  
げましたが、非常に抽象的のようによ  
りますが、これが私のほうでは御承  
知の通り、現在でも漁船の船員の試験  
は実施実施してございまして、只今御心  
配のような程度の試験も実際やつてお  
りますので、試験官としては、そういう  
方面の取扱いと申しますか、要領と申  
しますか、相当慣れておるつもりで  
ございます。それで例へば試験官の前へ  
出れば口がきけなくなるとかいつたよ  
うな御心配は恐らくないと思ひます。  
それから先ほど何遍も試験を受け  
ばよいといふふうに申上げましたが、  
これは一つの例にいたしましただけ  
で、実際は内容は非常に簡単で、結局は  
漁師が経験と履歴を以て学び取つた  
ころのものを、一応ほんのちよつと補  
足する程度のものでございまして、  
恐らく落第をするようなことは考へて  
おりませんのです。(笑聲)

からも委員が出て頂いて、こういう結  
論になりましたのですが、公聴会を二  
回開きまして、この問題は実に出てお  
る次第であります。

○秋山俊一郎君 じゃ公聴会はいつど  
こで開かれたか、私は実は水産に関係  
して、今まで水産以外に関係したこ  
がない人間であります。誠に不勉強で、  
昨日実は初めてそれを知つたわけで  
あります。私が知らなかつたからほか  
の人も知らないといふことは言えない  
のでありますけれども、かような問題  
が、恐らくこれが漁民に滲透してお  
るとは私には考へられないのです。公聴  
会はいつどこでおやりになりました  
か、そうしてどういふメンバーが  
お集りになりましたか。

○政府委員(松平直一君) 二十五年一  
月に東京と神戸において開かれてお  
ります。

○秋山俊一郎君 そうですね、出て来た  
者はどういふ連中ですか。

○政府委員(松平直一君) 公聴会には  
御承知の通り各界の者が参加して  
おります。

○青山正一君 今秋山先生がおつしや  
つたように二十トソ未満、五十トソと  
いうような関係のものは、全部合  
せまして、大体の数字は二万見当  
だろつと、実際の数字は大体四万  
なんです。ところが今五トソとか七トソ、八ト  
ソぐらいの船に乗つておる船長とい  
う者は、恐らく小学校を出たよ  
うな人もいませぬ。場合によつては自  
分の名前ぐらい書く程度で、あ  
とは恐らく字も知らないといふ  
人の方が多いので、こういうふう  
に思つております。現にこの前の  
公聴会に出ておられた機  
関士なり、或いはあ



するといふことは困難だろうと思ひます。私は事実問題として、三カ月間に四万人の試験をするといふことは、全般的に普及するような試験をやるといふことは至難じやないかと思ひます。で果してその自信があるかないか、もう一度お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(松平直一君) 只今の御心配の点は、実は私どものほうも非常に考えておる点でございます。勿論各地に派遣して行く予定しております。それは私どものほうにもこういう適当な者がおりますからそう考えました次第でございます。御承知の通りこの試験の内容は、例えば大型船の、筆記試験をやりましたり、いろ／＼むづかしい問題を出す試験でございます。又漁期とか休日とかそういうようなものを利用いたしまして、十分受験者の便利を図るつもりでございます。

○千田正君 委員長の今の質問に就いて補足して聞きますが、さつき保安庁のほうの説明によると、二回ほど公聴会をやつて、それが神戸と東京だ、こういうことは恐らく大型の船舶に対する公聴会だろうと思ひます。二十トンの小漁船に対するそれを代表する人が出ておらなかつたのではないかと、こう私考するのではありません。もう一つは、只今の保安庁のお考えになるような、保安庁から人を派遣して、或いは試験官を派遣して各村々を廻つて試験をやる。これは成るほど肯ける点もあるのですが、先般大久保長官を呼んで、この委員会と外務委員会が質問した場合において、現在海上保安庁においては哨戒の船さえも足りない。マックアーサー・ラインの問

題、或いは北洋漁業の問題、そういう問題が起きたときさえも哨戒の船さえ足りないのだ、とても手に間に合わない状況である。こういうような状況において、果して今あなたがおつしやるように休日を利用して、或いは漁開期を利用して、その限られた日に全国の而も島々、殊に交通の不便なところ、こういう漁船が多いのであります。そういうところまであなたがたが派遣されるだけの予算を取つておるか。この法案を通過するに際して、そういう試験に対する予算措置が恐らく取つてないだろうと思ひます。あなたがたの範囲内においてこの試験をやるだけの予算がないのだ。或いは早い話に燈台の設置の問題にしても、あなたがたのなかにか燈台の設置の費用が取れない。我々は一生涯懸命やつておる、それでさえも取れない。而もこういうような問題になると、四万人になん／＼とする小漁船のあるところは、とても神戸や大阪や東京のような大都市でもなければ、或いは一万人ぐらいの人口の都市でもありません。殆んど人の通わない八丈島に近いような所に、このいわゆる小漁船があるのです。そういうところまであなたがたのほうで試験官を派遣し、人を派遣するだけの予算があるのか、或いは実際そういう事実上の予算があるのか、これは先般の大久保長官の説明と非常に矛盾した点があるのです、人が足りない、本当にあらゆるものを動員しても海上保安庁の職務を遂行しなければならぬ現在の情勢にあつて、果してこういうことが実行できるかどうか、この点は甚だ私は怪訝に堪えないのであります。その点の御説明を願ひ

たいといふことと、各県庁なり或いは地方庁に委託してやるとするならば、そういうときにやる方法はどうかしてやるかという点についてなお明確に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(松平直一君) 最初の問題で、公聴会を開いたが、漁船関係のほうは来なかつたであらう、又十分徹底をしていないという御質問ですが、勿論先ほど申し上げました通り東京、神戸の公聴会その関係のほうのかたは勿論見えました。又去年の六月から私のほうで特に海難防止対策というものを各地で実施しております。御承知の通りと思ひますが、これに関連いたしましては再々そういう方面と会合を開きまして、その際にもすでに我々のほうで今度の法案についても、まあ大体こういうふうな行きかたをするというふうな点についての宣伝と申しますか、そういうものを再々行なつて来ております。この小型船が実施される点について御心配のほど地方は知らないといふことはないと存じます。

○政府委員(松平直一君) これの予算措置に關しましては、人員において十三名、費用におきまして三百万円が実は計上されております。それで三百万円と十三名では少ないではないかといふことでございます。思ひます。自治庁のほうでも申し上げました通り、専門の試験官でなくとも、私のほうの出身にそういう適当な者が非常にたくさんおりますので、そういう者を動員いたしますので、この人員と経費によつて十分賄つて行けると、こう思つております。

○千田正君 どうもその予算の問題が僕は少いと思ひます。というのは、この日本全国を、北海道から九州の端まで、十三名の試験官で、三百万円くらいのはした金で實際四万の船舶に対するこの許可に対する試験ができますか、現実において……。而も三年間ですよ、三年間……。これは一年の予算計画ですか、三年間になると九百万円になりますか。

○政府委員(松平直一君) 只今の点で、予算の少いという質問でございますが、これはいわけゆる指導官を考へておるのであります。実際に行います者は、先ほどから何度も申し上げました通り、地方の官署の資格を持つた、免状を持つた者を動員する考へてございます。その者はもうすでに現在おりますし、それに対して特に又増員は要らないと考へます。それから都道府県のほうへもどんだんこれは移せることになつておりますので、その点で賄えるつもりでございます。

○政府委員(松平直一君) この点に關しましては自治庁と十分打合せができておるわけでございます。自治庁のほうでは、大体この二十六条にございましてこの手数料で賄つて行く、まあ全部賄えますかどうかわかりませんが、手数料を収入としてその費用に充てるというところで話ができておると思ひます。

○千田正君 仮に都道府県に委した場合には、都道府県にしてもこれはやるでしょうが、そういう場合には、ただお前のほうの県でやれといふことで委

○千田正君 仮に都道府県に委した場合には、都道府県にしてもこれはやるでしょうが、そういう場合には、ただお前のほうの県でやれといふことで委

せませすか。或いは多少あなたのほうの分からこれに対する補助金とかそういうものを出してやつてやらせるつもりですか。

○青山正一君 先ほどから部長からいろ／＼話がありましたのですけれども、この五トン以上二十トン未満というやつですね、漁船に關する限り、僕はそこまで、部長の言うようなところまで納得は行つていないと思ひます。現にここに漁村に關係しておる三人なり四人なりの議員がおりますが、若しそういうことがあれば、必ずそういうことが耳に入るわけですが、今現在において誰もそういう事実を聞いていない。そういうことを見ますと、ほかの船舶の關係は、二十トン以上のほうの關係は今の船舶法の適用を受けておるのですからして、いろ／＼そういうふうな問題も耳に入つておるだろうと思ひますが、漁船に關する限りは、恐らく百人おるものなら九十人は恐らく僕はこういう実情を知らないと思ひます。それともう一つは、今まで船員法の中に、二十トン未満五トン級關係は全然適用外になつておつたわけでありまして、幾らかこうして除外例といつた關係で済んでおつたわけでありまして、現に十九トン九〇という船等でも、恐らく日本の漁船の中の大体七割か八割

○千田正君 仮に都道府県に委した場合には、都道府県にしてもこれはやるでしょうが、そういう場合には、ただお前のほうの県でやれといふことで委





験を行うということになつておりますが、こゝやるには、どうしても一人に二、三十分間を要する。場合によつては一カ所に千人もおるところがある。そういう場合において、僅かな費用で而も僅かな人員で三年間において全部やり得るということは、私どもどうしても考えられない。又それほどの効果がない。秋山君のお説を通り、無理してまでも効果のない試験をやる必要がどこにあるかというところは、私どもも言えると思う。その点要するに海上保安庁として経過規定を置いて、この海技の免状に対しては市町村長或いは漁業協同組合の認定或いは証明によつて無条件に免状を下付するというような制度でもできない限りは、如何に松平部長が、皆通るようにするのだと言われても、試験官によつてはなか／＼それも行くまい。それから全部出張してやると言つても、その間においていろいろ紛糾を……、非常に漁村にマイナスを来たす、こういうことは決して当を得た措置ではない、そういう経過規定を作るか、若しくはこの二十トン以下の海技免状を廃止するか、どちらかに私はしたいと思うが、それに対してはつきりとした最後の答弁をお願いいたしたいと思ひます。

○政府委員(松平直一君) 小型操縦士の免状を廃止するということにつきましましては、これを設けることに至りました点の説明が十分でなかつたと思ひますが、非常に問題だと存じます。實際小型船の海難が非常に多い。全海難件数の三〇％に及ぶというような点を考えまして、而もその海難の原因の六〇％はやはり乗組員の海技知識の不足というふうなものに起因いたします。

で、この海難を少しでも減らして行くというのが航行の安全を期する一つの非常な眼目であります。これをやりますのには、いさ／＼な方法が考えられるわけでございますが、とにかく乗組員にそういう知識を持つてもらふということが一番早道で確実であるという点で、慎重審議、各方面と連絡いたしておりますし、慎重審議の上、小型船舶にこういう操縦士制度を設けるといふことにいたし、更にこういうことを設けたことによりまして、啓蒙する意味が非常に深く、それによつて更に一層の海難の減少、航行の安全を期するというふうな観点からいたしましたわけでございます。その目的には最も適合してゐるのではないかと、こう考えたのであります。

それで結局は小型船舶操縦士を設けるということになりますと、その突進の問題でございます。先ほどからいろいろ私も説明をし、又御意見承りいたしましたのですが、私の説明では或いは御納得が行かない点もあるのじやないかと思ひますのですが、ともかくも目的のを通じて今の精神を、何と言いますか、普及して行くという点に非常な重点を置きました制度なのでございまして、いさ／＼御心配の点は私のほうで十分考慮し、又突進をいたしました上で、支障がございましたら、如何様のお叱りも受けたい、こう思つております。

○委員長(木下辰雄君) まだ私の質問が徹底しておりませんが、あなたはプラスの面のみ言われるが、確かに私は将来は幾らかプラスになると思ひが、現在においてはマイナスになると思

う。私の言うのは、現在その職にある者をそのままに認めて、新たに作るとか、新たに事業を始めるとかという人はもとより別であります。市町村長若しくは漁業協同組合が証明を與える。現在その職にある者には無条件で與える。與えられた人は永久に免状を持つてゐる。何のために五年ごとにする必要があるのかと思ふ。新たに就業する者に対しては適用するが、現在職に在る者にそのまま認めるといふことはできるか、できないかということをもう一遍お尋ねしたい。

○政府委員(松平直一君) 只今の点は非常に問題の点なのでございしますが、まあ国家試験という立場から申しますと、そう簡単なるふりにも行かないわけでございます。又実際試験を受けるほうの側から申しますれば、只今の御心配の点が十分あります。その両方を考えまして、先ほど来説明いたしましたような方法で、その両方をむしろうまく調整して行きたい、こう考へております。

○委員長(木下辰雄君) ほかに質問があります。なれば水産委員会としての態度を決定したいと思ひます。

今皆さんの御意見によりますと、現在のその衝に當つておる船長若しくは機関長は、そのまま漁業協同組合長、或いは市町村長の証明によつて免状をもらふというようにするか、附則としてするか、もう一つは、二十トン以下の海技免状を廃止するか、その二点にあると思ひますが、如何いたしましたらう。

が、この規定の精神は私はいと思ふのです。将来漁業に従事する者の素質を向上するという狙いによる趣旨は、非常に私も賛成なんです。ただ急速にこれを行うことによる非常な影響を恐れるものであるからして、今委員長のおつしやつた前段の方法をとりたいたいは私に考へる。そうしてこれが三年或いは五年の後にはこの条件によつて試験を行なつて行く。この三年の間において前段のお話のように市町村長或いは漁業協同組合長という者の証明は、私は市町村長のほうがいいと思ふ。市町村長でない、漁業協同組合ではちよつと資格の点においてどうかと思ひますし、又市町村長がわからなければ、漁業協同組合長あたりの意見を徴してやればいいわけですから、市町村長の証明がある者に対しては操縦士の資格を与える。こういうふうな修正して頂ければ結構だと思ひます。

○委員長(木下辰雄君) ほかに御意見……。

○青山正一君 大体同じです。落第者は殆んどないだろうという説明ですから、そういう説明によるというのと、結局これは形式的に一応まあ整えようということだと思ふのです。それでこれをさつきの二つの段階にお話をされました、廃止ということとは、これはいけないと思ひます。私から申上げれば、只今秋山委員のおつしやられた通り、市町村長の証明がある場合、市町村長が証明を与える場合には、漁業協同組合長が附箋を付けて市町村長に許可願いか何か出して、それに対して

市町村長あたりが証明を与えるようにしたほうが万全を期されるのではないかと思ひます。そうして経験のある者に対して与えるというのが妥当ではないか、そうして三年、二年の期間の間に今後操縦士なり機関士の免状を持つとするとする者は講習会か何かそういうものによつて勉強して、そうして試験を受けて許可を取るといふ方法が妥当であらうと私は考へます。

○委員長(木下辰雄君) 市町村長というところ、東京都の場合には区長ですかな。

○千田正君 そういうことになりましたね。

○専門員(岡尊信君) 市町村長の場合には書き方があります。市町村長の場合には……。

○千田正君 六大都市の場合においては区長なら区長。

○委員長(木下辰雄君) それではそういう工合に修正意見を附則として附けることをここに決定いたしましたして、直ちに運輸委員会に申出るといふことに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) 御異議ないと認めます。

○青山正一君 ちよつと別紙の附表に「漁船の場合」と書いてあるのですが、その第二段目に「総トン数二十トン未満の漁船(四十馬力以上の推進機関を有するものに限る。)」というふうなことで、このあとの、船舶操縦士、この関係はいいにしましても、機関長、丙種機関士はいですか、悪いですか、その点検討する必要があります。別表四の二段です。機関長、丙種機関士。

○専門員(岡尊信君) 四十馬力以上の

推進機を持つておるものに限るとい  
のであるから、大型馬力を持つてい  
ないものはいいでしよう。

○青山正一君 これは秋山さん、どう  
ですか。

○秋山俊一君 今の問題になつてお  
ります点はこれでいいと思ひます。四  
十馬力以上のもは、免状がなければ  
いけないが、四十馬力以下のものは、  
これは機関士においてはいい、四十馬  
力以下のものは差支えない。以下のも  
のはかまわぬ。

○委員長(木下辰雄君) ではさよう決  
定することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(木下辰雄君) それでは本委  
員会の決定事項として、委員長名を以  
て直ちに運輸委員会に申出いたしま  
す。

本日の委員会はこれにて散会いたし  
ます。

午前十一時三十七分散会

出席者は左の通り。

委員長 木下 辰雄君

理事 青山 正一君  
千田 正君

委員 秋山俊一君  
櫻内 義雄君

政府委員

海上保安庁海  
事検査部長 松平 直一君

事務局側

常任委員 岡 尊信君  
会専門員 林 達磨君  
常任委員 林 達磨君  
会専門員

三月二十二日本委員会に左の事件を付

託された。

一、漁船法の一部を改正する法律案  
(秋山俊一君外三名発議)

漁船法の一部を改正する法律案  
漁船法(昭和二十五年法律第百  
七十八号)の一部を次のように改  
正する。

第二章中第三条を第三条の二と  
し、第三条として次のように加え  
る。

(動力漁船の合計総トン数の最高  
限度等)

第三条 農林大臣は、漁業調整その  
他公益上の見地から漁船の建造を  
調整する必要があると認めるとき  
は、根拠地の属する都道府県の区  
域別又は動力漁船の種類別に漁業  
(漁場から漁獲物又はその製品を  
運搬する事業を含む。第四条第一  
号において同じ。)に従事する動  
力漁船の隻数若しくは合計総トン  
数の最高限度又は性能の基準を設  
定するものとする。

2 前項の規定により設定された動  
力漁船の隻数又は合計総トン数の  
最高限度は、設定の日から一年を  
経過したときは、その効力を失  
う。但し、同項の規定により更に  
最高限度を設定することを妨げな  
い。

3 第一項の場合には、その最高限  
度又は基準につき漁業法(昭和二  
十四年法律第二百六十七号)第百  
十二条の規定により設置された中  
央漁業調整審議会の見解をきくこ  
とができる。

4 農林大臣は、第一項の隻数若し

くは合計総トン数の最高限度又は  
性能の基準を設定し、又は変更し  
たときは、これを告示しなければ  
ならない。

第三条の二第二項第二号中「昭  
和二十四年法律第二百六十七号」  
を削る。

第三条の二第八項及び第九項を  
第九項及び第十項とし、第八項と  
して次の一項を加える。

8 前項の場合において、その変更  
により当該建造、改造又は転用に  
ついて第一項又は第二項の許可を  
すべき行政庁が異なることとなる  
場合には、前項の規定にかかわら  
ず、新たに第一項又は第二項の規  
定による許可を受けなければなら  
ない。

第四条を次のように改める。

(許可の基準)

第四条 農林大臣又は都道府県知事  
は、左の各号の一に該当する場合  
を除き、前条第一項、第二項又は  
第七項の許可をしなければなら  
ない。

一 第三条第一項の規定による隻  
数又は合計総トン数の最高限度  
の定がある場合において、その  
申請に係る前条第一項、第二項  
又は第七項の許可をすることに  
よつてその漁業に従事する動力  
漁船の隻数又は合計総トン数が  
その最高限度をこえることとな  
るとき。

二 第三条第一項の規定による性  
能の基準の定がある場合におい  
て、その申請に係る動力漁船の性  
能がその基準に適合しないとき。

三 その申請に係る動力漁船の従

事する漁業が漁業法又は同法に  
基く命令により許可を要する漁  
業に該当し、且つ、同法若しく  
は同法に基く命令により起業の  
認可を要する場合においてその  
漁業につき起業の認可がないと  
き、又は起業の認可を必要とし  
ない場合においてその漁業につ  
き許可の見込がないとき。

第五条第一項及び第二項中「第三  
条」を「第三条の二」に、同条第一  
項第四号中「漁船」を「動力漁船」  
に、「漁業が」を「漁業が、一に、  
」その起業の認可が」を「その漁業  
につき起業の認可が失効し、若しく  
は取り消され、又は同号の漁業に該  
当する場合において、同号の許可が」  
に改め、同号を第五号とし、同項に  
第四号として次の一号を加える。

四 第三条の二第八項の場合にお  
いて、新たに同条第一項又は第  
二項の規定による許可があつた  
とき。

第六条第一項、第九条第三項、第  
二十二条第一項、第二十七條第一  
項、第二十八條第一項及び第二十九  
条中「第三条」を「第三条の二」に  
改める。

第七条中「第三条第一項又は第二  
項の許可を受けた者は、省令の定め  
るところにより、」を「第三条の二  
第一項又は第二項の規定により農林  
大臣又は都道府県知事の許可を受け  
た者は、省令又は都道府県規則の定  
めるところにより、」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(工事完成後の認定)  
第七条の二 第三条の二の規定によ  
り建造又は改造の許可を受けた者

は、その許可に係る動力漁船がし  
ゆん工し、又は改造工事が完成し  
たときは、当該漁船につき、第三  
条の二第三項第三号から第八号ま  
でに掲げる事項に係る許可の要件  
及び性能の基準と一致しているか  
どうかについて、省令又は都道府  
県規則の定めるところにより、農  
林大臣又は都道府県知事の認定を  
受けなければならない。但し、計  
画総トン数五トン未満の動力漁船  
については、この限りでない。

第十条を次のように改める。

(登録の基準)

第十条 都道府県知事は、左の各号  
の一に該当する場合を除き、前条  
第一項の登録をしなければならない  
い。

一 その申請に係る漁船について  
第三条の二第一項、第二項又は  
第七項の規定により許可を受け  
なければならない場合におい  
て、その許可がないとき、又は  
許可の要件に違反しているとき。

二 その申請に係る漁船の従事す  
る漁業が第四条第三号の漁業に  
該当する場合において、その漁  
業につき、起業の認可又は許可  
がないとき。

三 その申請に係る漁船が第七条  
の二の規定により認定を要する  
動力漁船である場合において、  
その認定がないとき。

四 その申請に係る漁船が第十六  
条第三号の規定によつて登録の  
取消を受けたものであるとき。

五 その申請に係る事項が虚偽で  
あるとき。

第十一条の次に次の一条を加える。

(登録票の検認)

第十一条の二 前条第一項又は第十四条第三項の規定により登録票の交付を受けた者は、その交付の日から三年を経過したときは、命令の定めるところにより、その登録をした漁船及び登録票につき当該都道府県知事の検認を受けなければならない。検認の日から三年を経過したときもまた同様とする。

第十六条を次のように改める。

(登録の取消)

第十六条 都道府県知事は、第九条第一項の登録を受けた漁船が左の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。この場合には第六条第二項の規定を準用する。

一 第三条の二の規定に違反して改造されたとき。

二 第十一条の二の規定に違反して検認を受けないとき。

三 老朽、破損等のため漁船として使用することができなくなつたと認められるとき。

第十九条本文中「手数料を」の下に「都道府県規則で定めるところにより都道府県に」を加え、同条の表中「第九条第一項の登録の申請をする者」を「第九条第一項の登録の申請をする者」に改め、同条に次の但書を加える。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

第二十条中「船舶の積量の測定」

の下に「及び船名の標示」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(漁船原簿の副本の提出等)

第二十条の二 農林大臣は、都道府県知事に対し、漁船原簿の副本を提出させ、及び登録に関する統計その他登録に関し必要な報告を求めることができる。

第二十二條第四項中「意見をきかなければならない。」を「意見をきくことができる。」に改める。

附則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前に改正前の漁船法第三条の規定に基いてした許可又はその申請は、漁船法第三条の二の規定に基いてしたものとみなす。

3 この法律の施行前に改正前の漁船法第四条第一号の規定に基いて定めた動力漁船の合計総トン数の最高限度及び同条第二号の規定に基いて定めた動力漁船の性能の基準は、漁船法第三条第一項の規定に基いて定めたものとみなす。

4 この法律の施行の際現に漁船法第十一条第一項又は第十四条第三項の規定により登録票の交付を受けている者が受けるべき最初の検認の期日は、同法第十一条の二の規定にかかわらず、省令で定める。